

一般社団法人 日本水上エア遊具協会定款

第1章 総則

第1条（名称）

本法人は、一般社団法人日本水上エア遊具協会と称する。

英文では、Japan Water Park Safety Association（略称：JWPS）とする。

第2条（主たる事務所）

本法人は、主たる事務所を愛知県安城市に置く。

第3条（目的）

本法人は、水上に設置されるエア遊具に関し、経済産業省が定める「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、水上エア遊具の安全性の向上および適正な設置・運営の普及を図り、もって業界全体の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第4条（事業）

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 水上遊具開催届出制度の運営
- 2 設置および運営状況の把握ならびに情報管理
- 3 安全管理士講習その他の教育・研修事業
- 4 事故およびヒヤリハット情報の収集、分析および共有
- 5 安全管理士指導員の認定および育成
- 6 関係行政機関および関係団体との連携
- 7 前各号に附帯または関連する一切の事業

第3章 会員

第5条（会員の種別）

本法人の会員は、次の3種とする。

- 1 社員
- 2 賛助団体
- 3 賛同団体

第6条（社員）

- 1 社員は、一般社団法人日本エア遊具協会（JIPSA）の会員のうち、本法人の目的に賛同し、理事会の承認を得た者とする。
- 2 社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員である。
- 3 社員は、社員総会において議決権を有する。

第7条（賛助団体）

- 1 賛助団体は、本法人の目的に賛同し、理事会の承認を得た団体または法人とする。
- 2 賛助団体は、社員総会において議決権を有しない。
- 3 賛助団体は、本法人が定める範囲において、情報共有サービスの提供、講習受講に係る優遇措置、協会ホームページへの掲載および協会ロゴの使用許可を受けることができる。
- 4 協会ロゴの使用は、本法人が別途定める規程に従う。

第8条（賛同団体）

- 1 賛同団体は、本法人の目的に賛同する自治体、団体または組織とする。
- 2 賛同団体は、社員総会において議決権を有しない。
- 3 賛同団体は、本法人の活動への協力および連携を行うことができる。

第9条（会費）

- 1 社員からは、会費を徴収しない。
- 2 賛助団体は、年会費として金30,000円を納入するものとする。
- 3 既納の会費は返還しない。

第10条（退会）

会員である社員、賛助団体及び賛同団体は、次の事由によって退会する。

- 1 会員本人よりの書面による申出。ただし、退会申出は1ヶ月以内にするものとする。
- 2 死亡
- 3 総社員の同意

第11条（除名）

会員が本法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をした場合は、社員総会の決議により除名することができる。

第4章 社員総会

第12条（構成）

社員総会は、すべての会員をもって構成する。

第13条（定時社員総会）

定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

第14条（招集）

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 招集通知は、会日の1週間前までに発する。
- 3 社員総会は、総社員の同意あるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

第15条（議長）

社員総会の議長は、代表理事である理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれにあたるものとする。

第16条（権限）

社員総会は、次の事項を決議する。

- 1 理事の選任および解任
- 2 定款の変更
- 3 解散
- 4 その他法令または本定款で定める事項

第17条（決議）

- 1 社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 定款の変更、解散その他法令で定める事項は、総社員の議決権の3分の2以上をもって行う。

第5章 役員

第18条（役員）

- 1 本法人に理事5名以上10名以内を置く。
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 本法人に監事1名を置く。

第19条（理事及び監事の選任）

- 1 理事及び監事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 理事は、会員の中から選定する。
- 3 代表理事は、理事会の決議により選定する。

第20条（任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事は再任を妨げない。

第6章 理事会

第21条（構成）

- 1 本法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第22条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは副理事長がこれを収集する。

第23条（招集手続きの省略）

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

第24条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれにあたる。

第25条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- 1 本法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務執行の監督
- 3 代表理事の選定および解職
- 4 規程の制定および改廃

第26条（理事会決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議案に加わることができる理事全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第7章 資産および会計

第27条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第28条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第29条（特別の利益の禁止）

当法人は、社員、役員又はその親族等に対し、特別の利益を与えない。

第8章 公告方法

第30条 (公告方法)

本法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 解散

第31条 (解散)

本法人は、社員総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

第32条 (残余財産の帰属)

本法人が解散した場合における残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与する。

第10章 附則

第33条 (設立時の社員の氏名及び住所)

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、つぎの通りである。

愛知県安城市福釜町道田5番地1

加藤政昭

北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町151番地2

奥成真弓

愛知県小牧市下小針中島一丁目229番地

澤田幸孝

福岡県北九州市小倉北区中井四丁目2番60-306号

篠原俊史

京都府京都市伏見区肥後町380番地 レ・ジェイド伏見桃山501

西口雅之

第34条 (設立時の役員)

当法人の設立時理事及び設立時監事は、つぎの通りとする。

設立時理事 加藤政昭

設立時理事 奥成真弓

設立時理事 澤田幸孝

設立時理事 篠原俊史

設立時理事 西口雅之

設立時監事 鶴田智博

第35条 (設立時の代表理事)

当法人の設立時代代表理事は、つぎの通りとする。

愛知県安城市福釜町道田5番地1

設立時代代表理事 加藤政昭

第36条（設立時事業年度）

本法人の設立初年度の事業年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。

第37条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本水上エア遊具協会を設立のため、設立時社員加藤政昭外4名の定款作成代理人である司法書士堀内俊博は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和8年3月30日

設立時社員 愛知県安城市福釜町道田5番地1
加藤政昭
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町151番地2
奥成真弓
愛知県小牧市下小針中島一丁目229番地
澤田幸孝
福岡県北九州市小倉北区中井四丁目2番60-306号
篠原俊史
京都府京都市伏見区肥後町380番地
レ・ジェイド伏見桃山501
西口雅之

上記設立時社員5名の定款作成代理人
愛知県岡崎市緑丘三丁目1番地17
司法書士 堀内俊博